

火災予防条例における公表の対象となる違反の条文の抜粋

火災予防条例[昭和 37 年 3 月 31 日東京都条例第 65 号]

第 1 章 総 則

(省略)

第 2 章 (削 除)

第 3 章 火を使用する設備の位置，構造及び管理の基準等

第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備の位置，構造及び管理の基準

(炉)

第 3 条

炉の位置及び構造は，次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)のうち，コンクリート，れんが，鉄鋼，アルミニウム，モルタル，しつくいその他これらに類する不燃性の材料(以下「特定不燃材料」という。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。)第 5 条第 1 項第 1 号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が準耐火構造(同法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。)であつて，間柱，下地その他主要な部分を特定不燃材料で造つたもので，かつ，東京都規則(以下「規則」という。)で定める設備の点検及び整備に必要な空間を確保した場合をいう。以下同じ。)を除き，炉から建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として，当該炉の種類に応じ次に掲げる距離以上の距離を保つこと。

イ 別表第 3 に掲げるもの(ハに該当するものを除く。)にあつては，同表の上欄に掲げる種類の区分に応じ，それぞれ同表の下欄に掲げる距離

ロ 電気を熱源とする設備のうち別表第 4 に掲げるもの(ハに該当するものを除く。)にあつては，同表の上欄に掲げる種類の区分に応じ，それぞれ同表の下欄に掲げる距離

ハ イ又はロにより難いものとして消防総監又は消防署長が認めるものにあつては，消防総監が定めるところにより得られる距離

- (1 の 2) 階段，避難口等を避ける位置に設けること。
(2) 可燃物が落下し，又は接触するおそれのない位置に設けること。
(3) 燃烧に必要な空気を取り入れることができ，かつ，有効な換気が行える位置に設けること。
(3 の 2) 可燃性のガス若しくは蒸気が発生し，又は滞留するおそれのない位置に設けること。
(3 の 3) 天井裏，床裏等の隠ぺい場所を避ける位置に設けること。
(4) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を，特定不燃材料で造ること。
(5) 屋内に設ける場合にあつては，土間又は金属以外の特定不燃材料で造つた床上又は台上に設けること。ただし，金属で造つた床上又は台上に設ける場合において底面の通気を図る等，直接熱が伝わらない措置を講じたときは，この限りでない。
(6) 地震動その他の振動又は衝撃(以下「地震動等」という。)により容易に転倒し，き裂し，又は破損しない構造とすること。

- (7) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (8) 開放炉及び動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は可燃性固体類(別表第7備考第5号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)若しくは可燃性液体類(同表備考第7号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)を煮沸する炉にあつては、その上部に、不燃性の天蓋及び排気筒を屋外へ通ずるよう設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効に遮へいすること。
- (9) ガラス、金属等を高温加熱又は溶解する炉は、地震動等により建築物又は工作物の可燃性の部分が、倒壊し、転倒し、又は破損したとき、接触しない位置に設けること。
- (9の2) 前号の炉のうち、溶融物があふれ、又は流出するおそれのある構造の炉には、あふれ、又は流出した溶融物を安全に誘導する装置及び常時乾燥したためます等を設けること。この場合において、主体構造をれんが、石等の組積造とした炉にあつては、溶融物の全量を安全に収容できる容量以上とすること。
- (10) 熱風炉は、熱交換部分を耐熱性の金属材料で造るとともに、加熱された空気の温度が異常に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。
- (11) 熱風炉に附属する風道については、次によること。
- イ 風道並びにその被覆及び支枠は、特定不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。
 - ロ 建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品から規則で定める火災予防上安全な距離を保つこと。ただし、金属以外の特定不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。
 - ハ 炉への給気口は、じんあい等の混入を防止する構造とすること。
- (12) まき、石炭その他の固体燃料(以下「固体燃料」という。)を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、炉に附置する取灰入れ及び燃料置場については、次によること。
- イ 取灰入れは、ふたのある不燃性のものとして防火上有効な底面通気等の措置を講じて附置し、灰捨場は特定不燃材料で造り、建築物又は工作物の可燃性の部分及び可燃性の物品から規則で定める火災予防上安全な距離を保つこと。ただし、十分な広さを有する空地等に灰捨場を設ける場合で燃え殻等の飛散しないよう火災予防上安全な措置を講じたときは、この限りでない。
 - ロ 多量の燃料を使用する場合の燃料置場は、火源から規則で定める火災予防上安全な距離を保つとともに、隣地境界線等に接近しているものについては、必要に応じ、防火上有効な塀等を設けること。
- (12の2) 多量の火気を使用する炉のうち、規則で定めるものにあつては、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり及び屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸(建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備(以下「防火設備」という。)であるものに限る。以下同じ。)を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等火災予防上安全な措置を講じたときは、この限りでない。
- (12の3) プロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料(以下「気体燃料」という。)又は灯油、重油その他の液体燃料(以下「液体燃料」という。)を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留しない措置が講じられたものとする。
- (13) 液体燃料を使用する炉の附属設備については、次によること。
- イ 燃料タンク及び燃焼装置は、使用中に燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とし、かつ、燃料タンクにあつては、地震動等による転倒、落下又は燃料の流出を防止できる構造とすること。

ロ 燃料タンクは、炉から2メートル以上の水平距離を保つこと。ただし、油温が引火点以上に上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、炉からの水平距離を60センチメートル以上とし、又は炉との間に防火上有効な遮へいを設けることにより水平距離を60センチメートル以下とすることができる。

ハ 燃料タンクは、その容量(タンクの内容積の90パーセントの量をいう。)に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板厚
5リットル以下	0.6ミリメートル以上
5リットルを超え20リットル以下	0.8ミリメートル以上
20リットルを超え40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

ニ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあつては、特定不燃材料で造つた床上に設けること。

ホ 燃料タンクの架台は、特定不燃材料で造ること。

ヘ 燃料タンクには、非常の場合において燃料の供給を断つ有効な開閉弁を設けること。

ト 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

チ 燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

リ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で造られているときは、金属管等で安全に保護すること。

ヌ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

ル 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるものにあつては、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

ロ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られた燃料タンクにあつては、この限りでない。

ワ 燃料配管は、金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合においては、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

- カ 燃料配管の接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管とを接続する場合にあつては、差し込み接続とすることができる。
- コ 力ただし書の差し込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締め付けること。
- ク 燃料配管と炉との結合部分には、地震動等により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。
- ク 燃料配管の戻り管には、開閉弁を設けないこと。
- (14) 気体燃料を使用する炉の附属設備については、次によること。
- イ 燃料配管及び計量器等は、電線、電気開閉器その他の電気設備を施設してあるパイプシャフト内又はピット内その他漏れた燃料が滞留するおそれのある隠ぺい場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置が講じられているときは、この限りでない。
- ロ 酸素又は水素を併用する場合の燃料配管には、途中に逆火防止装置を設けること。
- ハ 燃料容器は、通風の良い場所で、かつ、直射日光等による熱影響の少ない位置に設けるとともに、地震動等による転倒又は落下を防止する措置を講ずること。
- ニ 燃料容器は、漏えいしたガスが屋内に流入しないよう建築物の開口部と十分な距離を保有して設けること。
- ホ 燃料配管の接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、差し込み接続とすることができる。
- ヘ ホの差し込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締め付けること。
- ト 燃料配管は、金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合においては、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。
- チ 燃料配管と炉との結合部分には、地震動等により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。
- (14の2) 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあつては、必要に応じ、次の安全措置を講ずること。
- イ 点火及び燃焼の状態が確認できる構造とすること。
- ロ 炎が立ち消えした場合等において安全を確保できる装置を設けること。ただし、屋外に設けるもので、風雨等により口火及びバーナーの火が消えない措置が講じられたものにあつては、この限りでない。
- ハ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものは、点火前及び点火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置を設けること。
- ニ 燃焼を自動的に制御する構造のものは、点火前に燃料の噴出がない構造とすること。
- ホ 炉内温度が過度に上昇するものは、自動的に燃焼を停止できる過熱防止装置を設けること。
- ヘ 電気を使用して燃焼制御又は燃料予熱等を行う構造のものは、停電時において自動的に燃焼を停止する等の装置を設けること。
- ト 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのあるものは、異常燃焼を防止するための装置を設けること。
- (15) 電気を熱源とする炉にあつては、電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置し、かつ、温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、自動的に熱源を停止する装置を設けること。
- (16) 熱媒を使用する炉にあつては、熱媒の性質に応じて容易に腐食しない材料を用い、適当な温度及び圧力測定装置を設けること。
- (17) 規則で定める炉には、次の基準による煙突又は排気筒(以下「煙突等」という。)を設けること。
- イ 煙突等は、耐食性、耐熱性及び耐久性のある金属等の材料とすること。
- ロ 煙突等の接続は、ねじ接続、フランジ接続又は差し込み接続とし、気密性のある接続とすること。

- ハ 構造又は材質に応じ、支枠、支線、腕金具等で固定すること。
- ニ 煙突等の先端は、屋根面等からの垂直距離を 60 センチメートル以上とし、煙突にあつては、建築物の開口部から3メートル以上離すこと。
- ホ 煙突等の高さは、その先端からの水平距離1メートル以内に建築物の軒がある場合においては、その軒から 60 センチメートル以上高くすること。
- ヘ 煙突等の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突等の上又は周囲にたまるほこりを煙突等の内部の燃焼廃ガス(以下「廃ガス」という。)の熱により燃焼させない構造として、次の(1)又は(2)によること。
- (1) 金属以外の特定不燃材料で造り、かつ、有効に断熱された構造とすること。
- (2) 金属その他の断熱性を有しない特定不燃材料で造つた部分((1)に掲げる基準に適合するものを除く。)にあつては、次の(イ)又は(ロ)によること。
- (イ) 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられる構造で防火上支障がないものとする。
- (ロ) 金属以外の特定不燃材料で覆い、有効に断熱された構造とすること。
- ト 煙突等は、木材その他の可燃物から 15 センチメートル以上(炉からの長さ1.8メートル以内にある煙突にあつては 45 センチメートル以上)離して設けること。ただし、厚さ 10 センチメートル以上の金属以外の特定不燃材料で被覆し、又は造り、かつ、有効に断熱された構造とする部分については、この限りでない。
- チ 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は、めがね石をはめ込み、又は遮熱材料で有効に被覆すること。
- リ 可燃性の壁、天井、小屋裏、天井裏、床裏等を貫通する部分及びその付近において接続しないこと。
- ヌ 容易に点検及び清掃ができる構造とし、かつ、火粉を発生させるおそれのあるものには、有効な火粉飛散防止装置を設けること。
- ル 逆風により燃焼の安全を確保できない燃焼装置のものには、逆風防止装置を設けること。
- (18) 前号ニ又はホの規定は、次のイからハまでに適合する排気筒にあつては、適用しない。
- イ 排気筒が次の(イ)又は(ロ)によるものであること。
- (イ) 廃ガスを強制的に直接屋外へ排出する構造であること。
- (ロ) 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスを直接屋外へ排出する構造であること。
- ロ 廃ガスに火粉を含まないものであること。
- ハ 木材その他の可燃物との離隔距離が、次によるものであること。
- (イ) 排気筒の先端を下向きにした排気筒にあつては、その排気のための開口部の各点から側方に 15 センチメートル以上、上方に 30 センチメートル以上、下方に 60 センチメートル以上確保されていること。
- (ロ) 防風板等を設けて、廃ガスが排気筒の全周にわたつて吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガスの吹き出し方向が水平平面内にある排気筒の先端にあつては、その排気のための開口部の各点から側方及び上方に 30 センチメートル以上、下方に 15 センチメートル以上確保されていること。
- (ハ) 防風板等を設けて、廃ガスが排気筒の全周にわたつて吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガスの吹き出し方向が鉛直平面内にある排気筒の先端にあつては、その排気のための開口部の各点から側方に 15 センチメートル以上、上方に 60 センチメートル以上、下方に 15 センチメートル以上確保されていること。

(19) 第 17 号トの規定は、次のイからニまでのいずれかに適合する排気筒又は排気筒の部分にあつては、適用しない。

イ 排気筒が、木材その他の可燃物から当該排気筒の半径以上離して設けられていること。

ロ 排気筒の外側に筒を設け、排気筒と筒との間に燃焼に必要な空気を屋外から有効に取り入れられる構造の排気筒の部分で防火上支障のないものであること。

ハ 厚さが2センチメートル以上の金属以外の特定不燃材料で有効に断熱された排気筒の部分であること。

ニ 排気筒の外壁等の貫通部に特定不燃材料で造られためがね石等を防火上支障のないように設けた排気筒の部分であること。

(20) 第 17 号イ及びニからチまでの規定は、次のイからハまでに適合する排気筒にあつては、適用しない。

イ 第 18 号イに適合するものであること。

ロ 廃ガスに火粉を含まず、かつ、廃ガスの温度が 100 度以下であること。

ハ 延焼のおそれのある外壁(以下この条において「外壁」という。)を貫通する排気筒は、不燃材料で造られていること。ただし、外壁の開口面積が 100 平方センチメートル以内で、かつ、外壁の開口部に鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆いを設ける場合又は地面からの高さが1メートル以下の開口部に網目2ミリメートル以下の金網を設ける場合にあつては、この限りでない。

2 規則で定める炉には、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置(以下「地震動等により作動する安全装置」という。)を設けなければならない。

3 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 炉及びその附属設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(2) 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備を熟練者に行わせること。

(4) 設備に応じた適正な燃料を使用すること。

(5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(6) 燃料タンク又は燃料容器は、燃料の性質等に応じ、転倒又は衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

(厨房設備)

第3条の2

調理を目的として使用するレンジ、フライヤー等及び当該設備に附属する設備(以下「厨房設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 揚げ物調理をする厨房設備にあつては、調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止する装置等を設けること。

(2) 厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクト(以下「排気ダクト等」という。)の位置及び構造は、次によること。

イ 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の強度を有する特定不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力(最大の消費熱量をいう。以下同じ。)及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものは、この限りでない。

ロ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ハ 排気ダクト等は、可燃性の部分から10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の特定不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

ニ 排気ダクトは、排気が十分に行える能力を有すること。

ホ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクトと接続されていないこと。

ヘ 排気ダクトの排気取入口は、こんろ等の火源から規則で定める火災予防上安全な距離を保つこと。

ト 排気ダクトは、曲がり及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げること。

チ 排気ダクトのうち、排気取入口から下方に排気する方式のものにあつては、階ごとに専用とすること。

(3) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備の排気ダクト等は前号に規定するもののほか、次に掲げる基準によらなければならない。

イ 排気ダクトの排気取入口には、排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができる装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること。

ロ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する特定不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ハ 排気ダクトの排気取入口には、排気ダクトへの火炎の伝送を防止できる装置(以下「火炎伝送防止装置」という。)として、自動消火装置を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの、排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの又は防火ダンパー等が適切に設けられているものにあつては、この限りでない。

ニ ハただし書の規定にかかわらず、次に掲げる厨房設備には、自動消火装置を設けること。

(1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力との合計が350キロワット以上のもの

(2) (1)に掲げるもののほか、高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力との合計が350キロワット以上のもの

(4) 天蓋、天蓋と接続する排気ダクト内、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置(以下「グリス除去装置等」という。)は、容易に清掃ができる構造とすること。

(5) グリス除去装置等は、清掃を行い、火災予防上支障のないよう維持管理すること。

2 規則で定める厨房設備には、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、前条(第1項第8号から第9号の2まで及び第11号並びに第2項を除く。)の規定を準用する。

(ボイラー)

第4条

ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
 - (2) 蒸気等の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。
- 2 規則で定めるボイラーには、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。
 - 3 前2項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第8号から第11号まで及び第2項を除く。)の規定を準用する。

(ストーブ)

第5条

ストーブのうち固体燃料を使用するものは、特定不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、底面通気性を持たせた適正な大きさの置台の上に設けるとともに、特定不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

- 2 ストーブのうち、規則で定めるものにあつては、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第8号から第11号まで及び第16号並びに第2項を除く。)の規定を準用する。

(壁付暖炉)

第6条

壁付暖炉並びにこれに附属する煙突及び煙道の屋内部分の構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 厚さ15センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ25センチメートル以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とし、かつ、隠ぺいされた部分の周囲に適当な間隔を設けて点検できる構造(これらに接する周囲の部分が特定不燃材料で造つた耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。))である場合を除く。)とすること。
 - (2) 前号の煙突及び煙道が、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造である場合は、内部に陶管を差し込み、又はセメントモルタルを塗ること。
- 2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第7号から第10号まで及び第12号の2並びに第2項を除く。)の規定を準用する。

(温風暖房機)

第6条の2

温風暖房機及びこれに附属する風道の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 温風には、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。
 - (2) 温風の吹出し口又は温風の空気取入口は、温風の通風を阻害しない位置に設けること。
- 2 規則で定める温風暖房機には、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。
 - 3 前2項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号から第7号まで及び第10号から第20号まで並びに同条第3項の規定を準用する。

(ヒートポンプ冷暖房機)

第6条の3

ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
- (2) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。
- (3) 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号から第7号まで、第10号、第12号の2、第13号、第14号及び第16号から第20号まで並びに同条第3項の規定を準用する。

(乾燥設備)

第7条

乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
- (2) 乾燥物品を収容する部分(以下「乾燥物収容室」という。)の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
- (3) 紙、木材等の可燃性の物品及び危険物(法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。以下同じ。)又は可燃性固体類若しくは可燃性液体類を含有する物品を乾燥するものは、直火を用いないものであること。ただし、火災予防上安全な措置を講じたものにあつては、この限りでない。

2 規則で定める乾燥設備には、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第8号から第10号まで及び第2項を除く。)の規定を準用する。

(サウナ設備)

第7条の2

サウナ設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 避難上支障がなく、かつ、火災予防上安全に区画された位置に設けること。
- (2) 電気配線等は、耐熱性及び耐乾性を有すること。
- (3) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 サウナ設備を設ける室の出入口等の見やすい位置には、規則で定める標識を掲示すること。

3 前2項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号から第7号まで、第10号、第11号、第12号の2、第14号から第15号まで及び第17号から第20号まで並びに同条第3項並びに前条第1項第1号の規定を準用する。

(簡易湯沸設備)

第8条

簡易湯沸設備(入力が12キロワット以下の湯沸設備をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第13号から第14号の2まで及び第17号から第20号まで並びに同条第3項(第5号を除く。)の規定を準用する。

- 2 規則で定める簡易湯沸設備には、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。

(給湯湯沸設備)

第8条の2

給湯湯沸設備(簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号から第7号まで、第12号から第15号まで及び第17号から第20号まで並びに同条第3項の規定を準用する。

- 2 規則で定める給湯湯沸設備には、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。

(燃料電池発電設備)

第8条の3

屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項並びに第57条第1項第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(イ及びロ並びに規則で定める設備の点検及び整備に必要な空間を確保する規定を除く。)から第3号まで、第4号、第7号、第12号の3から第14号(ロを除く。)まで及び第14号の2(ロからトまでを除く。)、第11条第1項及び第4項並びに第12条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。)であつて出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は換気装置(外箱に機械式換気装置を設けた場合に限る。)に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(イ及びロ並びに規則で定める設備の点検及び整備に必要な空間を確保する規定を除く。)から第3号まで、第4号、第7号、第12号の3から第14号(ロを除く。)まで及び第14号の2(ロからトまでを除く。)並びに同条第3項第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第7号(規則で定める機器等の相互に必要な防火上有効な余裕を保持する規定を除く。)、第8号及び第10号並びに第12条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。
- 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(イ及びロ並びに規則で定める設備の点検及び整備に必要な空間を確保する規定を除く。)から第2号まで、第4号、第7号、第12号の3から第14号(ロを除く。)まで及び第14号の2(ハからトまでを除く。)、第11条第1項第5号から第10号まで、同条第2項及び第4項並びに第12条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は換気装置(外箱に機械式換気装置を設けた場合に限る。)に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(イ及びロ並びに規則で定める設備の点検及び整備に必要な空間を確保する規定を除く。)から第2号まで、第4号、第7号、第12号の3から第14号(ロを除く。)まで及び第14号の2(ハからトまでを除く。)並びに同条第3項第4号、第11条第1項第7号(規則で定める機器等の相互に必要な防火上有効な余裕を保持する規定を除く。)、第8号及び第10号並びに第12条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。

- 5 規則で定める燃料電池発電設備には、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。

(ふろがま)

第9条

ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) ふろがまは、すす等の付着による目詰りのしにくい構造とすること。
 - (2) 液体燃料又は気体燃料を使用するふろがまにあつては、自動的に燃焼を停止できる空だき防止装置を設けること。
- 2 規則で定めるふろがまには、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第8号から第11号まで及び第16号並びに第2項を除く。)の規定を準用する。

(火花を生ずる設備)

第10条

グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機、製綿機、その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備(以下「火花を生ずる設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 壁、天井(天井のない場合においては屋根)及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)でした室内に設けること。
- (2) 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。
- (3) 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。
- (4) 火花を生ずる設備のある室内においては、常に整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

(放電加工機)

第10条の2

放電加工機(加工液として危険物を用いるものに限る。以下同じ。)の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加工槽内の放電加工部分以外の部分における加工液の温度が設定された温度を超えた場合に自動的に加工を停止する装置を設けること。
 - (2) 加工液の液面の高さが放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合に自動的に加工を停止する装置を設けること。
 - (3) 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合に自動的に加工を停止する装置を設けること。
 - (4) 加工液に着火した場合に自動的に消火する装置を設けること。
- 2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
- (1) 引火点が70度未満の加工液を使用しないこと。
 - (2) 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。
 - (3) 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること。

(4) 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

3 前2項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第6号及び第13号並びに前条(第2号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第13号ハ中「燃料タンク」とあるのは、「加工液タンク」と読み替えるものとする。

(変電設備)

第11条

屋内における変電設備(全出力 20 キロワット未満のものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない措置を講じた位置に設けること。

(2) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

(3) 不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

(3の2) 前号の区画をダクト、電線管、ケーブル等が貫通する場合は、当該貫通部分に不燃材料を十分に充てんする等延焼防止上有効な措置を講ずること。

(4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。

(5) 見やすい箇所に、変電設備である旨を表示した標識を設けること。

(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。

(7) 機器、配線及び配電盤等は、それぞれ相互に防火上有効な余裕を保持するとともに、堅固に床、壁、支柱等に固定し、室内は常に整理及び清掃に努め、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(8) 定格電流の範囲内で使用すること。

(9) 必要に応じ、熟練者に設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

(10) 変電設備を設置し、又は改修するときは、温度過昇、短絡、漏電及び落雷等の事故による火災の予防に努めること。

2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設けるものを除く。以下同じ。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、またはおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 屋外に設ける変電設備の構造及び管理の基準については、第1項第5号から第10号までの規定を準用する。

4 キュービクル式の変電設備で、消防総監が当該設備の位置、構造及び管理の状況から判断して、火災予防上支障がないと認めたものにあつては、前3項の規定によらないことができる。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第12条

内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 容易に点検することができる位置に設けること。

(2) 防振のための措置を講じた台床に設けること。

(3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。

- 2 前項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第13号及び第14号並びに前条の規定を準用する。この場合において、同項第13号口中「炉」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(イ及びロ並びに規則で定める設備の点検及び整備に必要な空間を確保する規定を除く。)及び第14号(ホからトまでを除く。)並びに前条第1項第7号(規則で定める機器等の相互に必要な防火上有効な余裕を保持する規定を除く。)、第8号及び第10号の規定を準用する。
- (1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。
 - (2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

(蓄電池設備)

第13条

蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、遮光措置を講じ、温度変化が急激でないところで、かつ、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池、シール形鉛蓄電池(陰極吸収式ののものに限る。)その他酸性の電解液が漏れるおそれのないものを設ける床又は台については、耐酸性としないことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条(第1項第2号を除く。)の規定を準用する。

(ネオン管灯設備)

第14条

ネオン管灯設備の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で作つた覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。
 - (2) 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものをを用い、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。
 - (3) 支枠その他ネオン管灯に近接する取付材には、木材(難燃合板を除く。)又は合成樹脂(難燃性のものを除く。)を用いないこと。
 - (4) 壁等を貫通する部分の外観は、壁等に固定すること。
 - (5) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。
- 2 ネオン管灯設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

(舞台装置等の電気設備)

第15条

舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備(以下「舞台装置等の電気設備」という。)の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。
 - イ 電燈、抵抗器その他熱を発生する設備器具は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。
 - ロ 電燈の口金、受口等の充電部は、露出させないこと。
 - ハ 電燈又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。
 - ニ アークを発生する設備は、不燃材料で造つた容器に入れて使用すること。
 - ホ 回路には専用の保安装置を設けること。
 - ヘ 回路は、他の回路と共用しないこと。
 - (2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。
 - イ 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。
 - ロ 残置燈設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動しや断の措置を講ずること。
- 2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第 11 条第 1 項第 7 号から第 9 号までの規定を準用する。

(避雷設備)

第 16 条

避雷設備は、架空電線、ネオン管燈設備、アンテナ等と 1.5 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、接地を施した金属板又は金属網等により静電的しやへいを有効に施した場合は、この限りでない。

- 2 避雷設備の管理については、第 11 条第 1 項第 9 号の規定を準用する。

(水素ガスを充てんする気球)

第 17 条

水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 煙突その他火気を使用する施設または電線その他障害となるおそれのあるものの付近において掲揚し、またはけい留しないこと。
- (2) 建築物の屋上で掲揚またはけい留しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造つた陸屋根等でその最少幅員が気球の直径の 2 倍以上である場合においては、この限りでない。
- (3) 掲揚またはけい留に際しては、掲揚綱または気球と周囲の建築物または工作物との間に水平距離 10 メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱またはけい留綱等は気球が飛び離れないよう堅固に緊結し、掲揚またはけい留場所にはさく等を設け、かつ、立入を禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚し、またはけい留する場合の建築物または工作物との間に保有する空間については、この限りでない。
- (4) 気球は、容積を 15 立方メートル以下とし、気球の所有者の氏名を標示すること。
- (5) 気球及び掲揚綱等は、風圧または摩擦に対し十分な強度を有する材料及び構造とすること。
- (6) 気球に付設する電飾は、気球から 3 メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱または火花が生じないように必要な措置を講じたときは、この限りでない。

- (7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上(文字網の部分に使用するもので直列式のものにあつては、0.5平方ミリメートル以上)のものを、長さ1メートル以下(文字網の部分に使用するものにあつては0.6メートル以下)ごと及び分岐点の付近において支持すること。
- (8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。
- (9) 水素ガスの充てんまたは放出については、次によること。
 - イ 屋外の通風のよい場所で行うこと。
 - ロ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。
 - ハ 電飾を付設するものにあつては、電源をしや断して行うこと。
 - ニ 摩擦または衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。
 - ホ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に空気が残存していないことを確かめた後、減圧器を使用して行うこと。
- (10) 水素ガスが90容量パーセント以下となつた場合においては、詰替えを行うこと。
- (11) 掲揚中またはけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、公衆の立ち入るおそれのない場所でけい留する場合にあつては、この限りでない。
- (12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱を行わないこと。

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱の基準 (液体燃料を使用する器具)

第18条

液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、器具から建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として、当該器具の種類に応じ次に掲げる距離以上の距離を保つこと。
 - イ 別表第5に掲げるもの(口に該当するものを除く。)にあつては、同表の上欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離
 - ロ イにより難しいものとして消防総監又は消防署長が認めるものにあつては、消防総監が定めるところにより得られる距離
 - (2) 地震動等により可燃物が落下し、又は接触するおそれのない場所で使用すること。
 - (3) 避難上の障害とならない場所で使用すること。
 - (4) 可燃性の蒸気又は可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。
 - (5) 地震動等により容易に転倒又は落下するおそれのないよう安定した状態で使用すること。
 - (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
 - (7) 本来の使用目的以外に使用しないこと。
 - (8) 周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。
 - (9) 器具に応じた適正な燃料を使用すること。
 - (10) 燃料配管に使用する可燃性ホースは、器具との接続部分をホースバンド等で締めつけるとともに、器具に応じた適正な長さとし、かつ、屋外の配管としては使用しないこと。
 - (11) 使用中に燃料を補給し、持ち運び、又はみだりに移動しないこと。
 - (12) 必要な点検及び整理を熟練者に行わせ、火災予防上有効に保持すること。
 - (13) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
- 2 液体燃料を使用する器具のうち、規則で定めるものにあつては、規則で定める技術上の基準により、当該器具又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けたものでなければ使用してはならない。

(固体燃料を使用する器具)

第19条

固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火鉢にあつては、底部に、しや熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。

(2) 置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の特定不燃材料で造つた台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。

(気体燃料を使用する器具)

第20条

気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第21条

電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、器具から建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として、当該器具の種類に応じ次に掲げる距離以上の距離を保つこと。

イ 別表第4に掲げるもの(口に該当するものを除く。)にあつては、同表の上欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離

ロ イにより難いものとして消防総監又は消防署長が認めるものにあつては、消防総監が定めるところにより得られる距離

(2) 通電した状態でみだりに放置しないこと。

(3) 温度制御装置、過熱防止装置その他これらに類する装置は、みだりに取り外し、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第2号から第8号までの規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第4号、第6号及び第7号の規定に限る。)を準用する。

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第23条

次に掲げる場所で、消防総監が指定するものにおいては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、消防署長が、消防総監が定める基準に適合していると認めるときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分

(3) 地下街(法第8条の2で規定する地下街をいう。以下同じ。)の売場

(4) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定によつて重要文化財, 重要有形民俗文化財, 史跡若しくは重要な文化財として指定され, 又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第 43 号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

(5) 前各号に掲げるもののほか, 火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所
2 前項に規定する消防総監が指定する場所には, 客席の前面その他の見やすい箇所に, 喫煙, 裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止する旨の標識を設けなければならない。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(省略)

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

(省略)

第6章 避難及び防火の管理等

(劇場等の客席)

第48条

劇場等の屋内の客席は, 次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) いすは, 床に固定すること。
- (2) いす背の間隔(いす背がない場合にあつては, いす背に相当するいすの部分の間隔とする。次条において同じ。)は 80 センチメートル以上とし, いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部との間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は 35 センチメートル以上とし, 座席の幅は 42 センチメートル以上とすること。
- (3) 立席の位置は, 客席の後方とし, その奥行きは, 1.5 メートル(立見専用とするものにあつては, 2.4 メートル)以下とすること。
- (4) 客席の最前部(最下階にあるものを除く。)及び立席を設ける部分とその他の部分との間には, 高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は, 次によること。
 - イ いす席を設ける客席の部分には, 横に並んだいす席の基準席数(8席にいす席の間隔が 35 センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数(20 席を超える場合にあつては, 20 席とする。)をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに, その両側に縦通路を保有すること。ただし, 基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は, その端数を切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては, 片側のみとすることができる。
 - ロ イの縦通路の幅は, 0.6 センチメートルに当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数を乗じて得た幅員(以下この条において「算定幅員」という。)以上とすること。ただし, 当該通路の幅は, 80 センチメートル(片側のみがいす席に接する縦通路にあつては, 60 センチメートル)未満としてはならない。
 - ハ いす席を設ける客席の部分には, 縦に並んだいす席 20 席以下ごとに, 及び最下階にある客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし, 当該通路の幅は, 1メートル未満としてはならない。
 - ニ ます席を設ける客席の部分には, ます席2ます以下ごとに幅 40 センチメートル以上の縦通路又は横通路のいずれかを保有すること。

- ホ 大入場を設ける客席の部分には、客席の幅3メートル以下ごとに幅 35 センチメートル以上の縦通路を保有すること。
- ヘ イからホまでの規定により保有する縦通路及び横通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。

第49条

劇場等の屋外の客席は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背の間隔は 75 センチメートル以上とし、座席の幅は 42 センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、いす背の間隔を 70 センチメートル以上とし、座席の幅を 40 センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立席には、奥行き3メートル以下ごとに、及び当該立席部と横通路の境界に、高さ 1.1 メートル以上の手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次によること。

イ いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席 10 席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合においては 20 席)以下ごとに、その両側に幅 80 センチメートル以上の縦通路を保有すること。ただし、5席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合においては 10 席)以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

ロ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離 15 メートル以下でその一に達し、かつ、走行距離 40 メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ハ 立席を設ける客席の部分には、当該客席の部分の幅6メートル以下ごとに幅 1.5 メートル以上の縦通路を、奥行き6メートル以下ごとに幅1メートル以上の横通路を保有すること。

ニ ます席を設ける客席の部分には、幅 50 センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。

ホ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を各ますから歩行距離 10 メートル以内でその一に達するように保有すること。

ヘ 大入場を設ける客席の部分には、当該客席の部分の幅4メートル以下ごとに幅 50 センチメートル以上の縦通路を、奥行き4メートル以下ごとに幅 50 センチメートル以上の横通路をそれぞれ保有すること。

(キャバレー等及び飲食店の客席)

第50条

キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの(以下「キャバレー等」という。)及び飲食店が存する階のうち、当該用途に供する店舗ごとの客席の床面積が 150 平方メートル以上の店舗の客席には、有効幅員 1.6 メートル(300 平方メートル未満の飲食店にあつては、1.2 メートル)以上の避難通路を設け、かつ、いす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するようにしなければならない。

(ディスコ等の避難管理)

第50条の2

ディスコ、ライブハウス、カラオケボックスその他これらに類するもの(以下「ディスコ等」という。)の関係者は、非常の際速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

(個室型店舗の避難管理)

第50条の2の2

カラオケボックス、インターネットカフェ(省令第5条第2項第1号に規定する店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営むものをいう。)、漫画喫茶(省令第5条第2項第1号に規定する店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営むものをいう。)、テレフォンクラブ(省令第5条第2項第2号に規定する店舗をいう。)、個室ビデオ(省令第5条第2項第3号に規定する店舗をいう。)その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗(以下「個室型店舗」という。)の関係者は、避難通路の通行を妨げないようにするため、避難通路に面して設ける遊興の用に供する個室の戸(外開きに限る。)を開放した場合において自動的に閉鎖するものとするにより、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるものその他の避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(地下駅舎の管理)

第50条の3

令別表第1(10)項に掲げる車両の停車場及び同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(10)項に掲げる車両の停車場の部分で、地階に乗降場を有するもの(以下「地下駅舎」という。)の関係者は、当該地下駅舎に係る防災管理室(消防用設備等の操作、作動状態の監視等を行うための装置及び遠隔監視カメラの受像機等が設けられている駅事務室等をいう。)を省令第3条第1項第1号イの自衛消防の組織の活動の拠点として活用できるように、当該防災管理室について、構造、機能等の維持その他必要な管理を行わなければならない。

- 2 地下駅舎の管理について権原を有する者は、規則で定めるところにより、当該地下駅舎における前項の自衛消防の組織の活動に必要な装備を備えなければならない。
- 6 地下駅舎の関係者は、地階の乗降場及び当該乗降場から直接地上へ通ずる出入口までの間に設けられた避難施設(避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設をいう。以下同じ。)のうち乗降客が避難するためのもの(室内に設けられた避難施設を除く。)の床面又は床面から高さ1メートル以下の壁面等に、規則で定めるところにより、避難口である旨又は避難の方向を明示しなければならない。ただし、令第26条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により当該床面又は壁面等に通路誘導灯を設ける場合にあつては、避難の方向を明示することを要しない。
- 7 地下駅舎の関係者は、地階の乗降場から直接地上へ通ずる出入口までの間に設けられた避難施設又はエスカレーターに近接した箇所等に防煙壁又は防火シャッターで規則で定めるもの(以下「防煙壁等」という。)が設けられている場合は、乗降客等の避難を確保し、及び火災が発生したときの煙の拡散を防止するため、当該防煙壁等を次に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 防煙壁等は、作動し、又は降下し、及び煙の拡散を防止できるようその機能を有効に保持すること。
 - (2) 防煙壁等の付近には、その作動又は降下に支障となる施設を設けないこと。

(百貨店等又は地下街の避難通路等)

第51条

百貨店等の階又は地下街の物品販売業を営む店舗の一の構えで、その売場又は展示部分の床面積が600平方メートル以上のものには、1.8メートル(売場又は展示部分の床面積が150平方メートル以上300平方メートル未満のものにあつては1.2メートル、300平方メートル以上600平方メートル未満のものにあつては1.6メートル)以上の幅員の主要避難通路を保有しなければならない。

- 2 前項の主要避難通路は、地階、避難階及び消防総監が避難上必要があると認めて指定した階にあつては、前項の幅員に次の表の上〔左〕欄に掲げる床面積に応じて下〔右〕欄に掲げる数値を加算した幅員以上としなければならない。

売場又は展示部分の床面積	幅員
1,500平方メートル以上3,000平方メートル未満	0.2メートル
3,000平方メートル以上	0.7メートル

- 3 前2項に規定する主要避難通路は、避難口に有効に通じさせるとともに色別等により他の部分と区分しておかなければならない。
- 4 第1項に規定する売場又は展示部分の床面積が600平方メートル以上のものには、避難上必要な位置に、幅員1.2メートル以上の補助避難通路を主要避難通路又は避難口に有効に通ずるよう保有しなければならない。
- 5 百貨店等で、その売場の床面積の合計が3,000平方メートル以上のものの屋上には、一時避難のための広場を有効に保有しなければならない。

(避難経路図の掲出)

第52条

旅館、ホテル又は宿泊所には、宿泊室の見やすい場所に、当該宿泊室から屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出しなければならない。

(避難施設の管理)

第54条

令別表第1に掲げる防火対象物の関係者は、避難施設を次に定めるところにより、有効に管理しなければならない。

- 1) 避難施設には、火災の予防又は避難に支障となる施設を設け、又は物件を置かないこと。
- 2) 避難施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。
- 3) 避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸とし、開放した場合において、廊下、階段等の幅員を有効に保有できるものとする。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き戸以外の戸とすることができる。
- 4) 前号の戸は、公開時間又は従業時間中は、規則で定める方法以外の方法で施錠してはならない。
- 5) 階段には、敷物の類を敷かないこと。ただし、消防総監が定める基準に適合する場合は、この限りでない。

(防火設備の管理)

第55条の2

令別表第1に掲げる防火対象物の関係者は、火災が発生したとき延焼を防止し、又は避難上の安全若しくは有効な消防活動を確保するため、防火設備を次に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖又は作動に支障となる施設を設け、又は物件を置かないこと。

(1の2) 防火設備は、火災により生じる圧力、外気の気流等の影響により閉鎖又は作動に支障を生じないようにすること。

(2) 防火区画の防火設備(遮熱力のあるものを除く。)に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置かないこと。

(3) 風道に設ける防火設備は、容易に点検できる構造とし、その機能を有効に保持すること。

2 旅館、ホテル、宿泊所又は病院の階段に設ける防火設備は、夜間時に閉鎖又は作動状態を保持しなければならない。ただし、火災時の煙により自動的に閉鎖又は作動するものにあつては、この限りでない。

第7章以下省略